

公益財団法人 関西・大阪二十一世紀協会
日本万国博覧会記念基金事業 助成金交付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会（以下「この法人」という。）が日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい事業に対して、助成金の交付（以下「助成金交付事業」という。）を行うため、助成事業の範囲、助成方針、採択基準、審査会への意見聴取及び諮問その他助成金交付事業に関する必要な事項を定め、もって助成金交付事業の適正な運営を図るとともに公正な助成事業の選考を行うことを目的とする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 助 成 金 この法人がこの法人以外の者に対して交付する給付金をいう。
- (2) 助 成 事 業 日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい助成金の交付の対象となる事業をいう。
この場合において、事業の実施場所によって次のとおり国内事業及び国外事業に区分する。
 - イ 国内事業 日本国内で実施する事業をいう。
 - ロ 国外事業 日本国以外の国で実施する事業をいう。
- (3) 補 欠 事 業 助成事業に辞退等があったときに助成事業となる可能性のある事業としてあらかじめ選定された事業をいう。
- (4) 助 成 事 業 者 助成事業を行う団体（当初に補欠通知を受け、その後に交付決定通知を受けた団体を含む。以下同じ。）をいう。この場合において所在地によって次のとおり国内事業者及び国外事業者に区分する。
 - イ 国内事業者 日本国内にある団体をいう。
 - ロ 国外事業者 日本国以外の国にある団体をいう。
- (5) 助成対象事業費 助成事業者の助成事業実施に直接必要な経費をいう。

(法令等との関係)

第3条 助成金交付事業に関しては、法令または他の規程に特別の定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第2章 助成事業の範囲

(助成事業の対象)

第4条 助成事業の対象は、日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしく、かつ公益的な次の各号の活動とする。

- (1) 国際相互理解の促進に資する活動
 - イ 国際文化交流、国際親善に寄与する活動
 - ロ 学術、教育、社会福祉、医療及び保健衛生に関する国際的な活動
 - ハ 自然の保護その他人間環境の保全に関する国際的な活動
- (2) 文化的活動
 - イ 日本の伝統文化の伝承及び振興活動
 - ロ 芸術及び地域文化に関する活動

(助成事業者の対象)

- 第5条 助成事業者の対象は、国及び地方公共団体を除く公益的な事業を実施する団体（外国及び外国の地方公共団体その他の公益的な事業を実施する団体を含む。）とする。
- 2 日本万国博覧会記念基金事業審査会（以下「審査会」という。）及び日本万国博覧会記念基金事業審査会専門部会（以下「部会」という。）の委員が代表を務めている助成事業者は、その対象とはならない。

(助成金の率及び額)

- 第6条 第4条第1号に該当する助成事業の助成率は、助成対象事業費の総額の2分の1以内とする。ただし、一人あたりのGNI（国民総所得）が5千米ドル以下の国の国外事業者の助成率は、2分の1を超えることができる。
- 2 第4条第2号に該当する助成事業の助成金は、助成対象事業費の総額の2分の1以内または500千円から1,000千円までの範囲内の定額のいずれかを選択することができる。

第3章 助成事業の助成方針、 採択基準、審査会への意見聴取及び諮問

(助成方針)

- 第7条 理事長は、助成金交付事業の実施にあたり、当該年度の助成方針を定めるものとする。
- 2 理事長は、前項の当該年度の助成方針を公募時に公表するものとする。

(採択基準)

- 第8条 理事長は、この規程を実施するための採択基準を定めるものとする。
- 2 前項の採択基準に定める事項は、別表1に定めるものとする。
 - 3 理事長は、前項の採択基準を公募時に公表するものとする。

(審査会への意見聴取及び諮問)

- 第9条 理事長は、助成金交付事業の実施にあたり、次の各号を定めるときは、審査会の意見を聴取するものとする。
- (1) 助成方針
 - (2) 採択基準

(3) その他助成金交付事業に関する重要事項

2 理事長は、助成事業の選考について、審査会に諮問するものとする。

第4章 助成事業の募集要項

(募集要項)

第10条 理事長は、第11条第1項の募集を実施するために、募集要項を定めるものとする。

2 前項の募集要項に定める事項は別表2に定めるものとする。

3 理事長は、前項の募集要項を公募時に公表するものとする。

第5章 募集及び公募

(募集及び公募)

第11条 理事長は、助成金交付事業を行うときは、公募により助成事業を募集するものとする。

2 理事長は、前項の公募を毎年7月に行うものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、追加募集を行うことができる。

第6章 助成金の申請及び交付決定

(申請)

第12条 助成金を申請する団体（以下「申請団体」という。）は、第10条第1項の募集要項に基づき助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を作成し、理事長の指定する期限までに提出しなければならない。

2 申請団体は、前項の申請書の提出にあたって必要な書類を添付しなければならない。

(助成事業の選考)

第13条 理事長は、前条第1項の申請書を基に助成事業及び補欠事業を選考し、決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定に当たっては事前に審査会の答申を受けるものとする。

(助成金の交付決定等の通知)

第14条 理事長は、前条第1項により助成事業の決定を行ったときは、当該申請団体に対して、助成金の交付決定通知（以下「決定通知」という。）を行うものとする。

2 前項の決定通知には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 助成金交付決定額
- (2) 助成対象事業費目及び予算
- (3) 助成事業の完了予定日

- (4) 第15条から第22条に定める交付決定の条件
 - (5) 助成事業の助成率及び助成事業の事業形態
 - (6) その他助成事業の実施に必要な事項
- 3 理事長は、前条第1項により補欠事業の決定を行ったときは、当該申請団体に対して補欠事業の決定通知を行うものとする。
- 4 理事長は、補欠事業として決定したもののうちから、繰り上げて助成事業とする決定を行ったときは、当該申請団体に対して第1項の決定通知を行うものとする。
- 5 理事長は、前条第1項により選考されなかった事業については、当該申請団体に対してその旨通知を行うものとする。

第7章 交付決定の条件

(善良な管理者の注意)

第15条 助成事業者は、第14条第1項の決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止)

第16条 助成事業者は、助成金を助成事業以外の用途に使用してはならない。

(経費区分等)

第17条 助成事業者は、助成事業と他の事業の経費を区分しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業の経費を助成対象事業費と助成対象外事業費に区分しなければならない。

(進捗状況報告書の提出)

第18条 助成事業者は、第14条第1項の決定通知において事業形態が施設の建設又は整備事業となっている場合は、第20条第1項の助成事業完了実績報告書を提出するまでの間、当該年度の12月末日までの状況について1月末日までに進捗状況報告書を提出しなければならない。

(万博表示等)

第19条 助成事業者は次の各号により作成等をする場合においては、この法人から助成金を受けた旨の表示（以下「万博表示」という。）を行わなければならない。

- (1) 助成事業の周知等のために作成した広報物又は助成を受けて作成した成果物
 - (2) 事業の案内表示等
 - (3) 助成事業者のホームページ
- 2 助成事業者は、前項第1号及び第2号により万博表示を行った広報物、成果物又は事業の案内表示等（以下「広報物等」という。）を提出しなければならない。ただし、広報物等の提出が不可能な場合であって理事長がやむを得ないと認めるときは、広報物等の写しや写真等の提出をもってこれにかえることができる。

- 3 ホームページを有する助成事業者は、この法人のホームページへのURLの設定を行わなければならない。
- 4 助成事業者は、第1項第3号又は第3項により、万博表示又はURLの設定を行った場合は、これを明らかにするものを提出しなければならない。

(完了実績報告書)

第20条 助成事業者は、助成対象事業費の支払いが完了したときは、当該支払いが完了した日から1か月以内に助成事業完了実績報告書（以下「完了報告書」という。）を提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の完了報告書の提出にあたっては必要な書類を添付しなければならない。
- 3 助成事業の完了した日は、第1項の助成対象事業費の支払いがすべて完了した日とする。ただし、助成事業者が助成対象事業費に係る支払義務を証する書類を所有し、当該助成対象事業費の支払いが困難なときは、当該支払いを行うことによって助成事業が完了すると認められる場合に限り、支払義務を証する書類の発行日をもって助成事業が完了するものとみなし、助成事業者は第1項の完了報告書を提出することができる。
- 4 助成事業者は、前項により完了報告書を提出し、第26条の支払いを受けたときは、支払義務に係る支払を速やかに完了し、当該支払い済を証する書類を提出しなければならない。

(是正措置)

第21条 理事長は、助成事業者が助成事業の実施にあたって第14条第1項の決定通知に記載されている事項に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成事業者に対してこれに適合させるための指示を行うことができる。

- 2 助成事業者は、理事長から前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(立ち入り調査等)

第22条 理事長は、助成事業の実施期間中において、助成事業の適正な遂行を確保し、もしくは現状を確認するため、助成事業者に報告させ又はこの法人の役職員に事務所・事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項においてこの法人の役職員が立ち入り調査を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。
- 3 助成事業者は、この法人の役職員の立ち入り調査に関し、誠実に対応しなければならない。

第8章 助成金の確定

(交付確定額)

第23条 理事長は、第20条第1項の助成事業者から提出のあった完了報告書を審査し、その

内容が適正であることを確認のうえ、次条により、助成金を交付する額（以下「交付確定額」という。）を確定するものとする。ただし、理事長は、当該完了報告書記載内容について修正の必要があると認めるときは、当該助成事業者に対して指示することができるものとする。

（交付確定額の計算方法）

第24条 第4条に該当する助成事業の交付確定額は、原則として次の各号により求めた額の何れか少ない額とする。

- (1) 第14条第1項の決定通知に記載した助成金交付決定額
 - (2) 対象事業費の決算額の合計額に第14条第1項の決定通知に記載した助成率を乗じた額
- 2 第4条第2号に該当する助成事業の交付確定額は、助成事業者が第6条第2項の500千円から1,000千円までの範囲内での定額による助成を選択した場合、第14条第1項の決定通知に記載した助成金交付決定額とする。ただし、助成対象事業費の決算額の合計額が当該交付決定額を下回る場合は、助成対象事業費の決算額とする。
- 3 第1項第1号及び前項の助成金交付決定額は、第35条第2項により助成金交付決定額の減額を受けたときはその額とする。
- 4 第1項及び第2項の交付確定額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

（交付確定額の通知）

第25条 理事長は、助成事業者に対して前条の交付確定額を記載した助成金の交付確定通知を行うものとする。

第9章 助成金の支払

（精算払）

第26条 理事長は、前条の助成金の交付確定通知後、助成金を当該事業者に対して支払うものとする。

- 2 前項の助成金の支払額は、第30条の一部払が既にあるときは、助成金交付確定額から当該一部払の額を控除した額とする。

（助成金の一部払申請）

第27条 国外事業者は、助成金の一部を受けなければ助成事業の遂行が困難であると理事長が認めたときは、助成事業の実施期間中に助成金の一部払を受けることができる。

- 2 助成事業者は、前項により一部払を受けるときは、助成金一部払申請書（以下「一部払申請書」という。）を提出するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の一部払申請書の提出にあたっては必要な書類を添付しなければならない。

(一部払の計算)

第28条 一部払の額は、次の各号により求めた額の何れか少ない額とする。

- (1) 第14条第1項の決定通知に記載した助成金交付決定額×0.9以下の値
 - (2) 助成対象事業費に係る出来高額又は支払済みを証する書類に記載された額の合計額×第14条第1項の決定通知に記載した助成率×0.9
- 2 前項の計算式中の「助成金交付決定額」は、第35条第2項により助成金交付決定額の減額を受けたときはその額とする。
- 3 第1項の計算した額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(一部払通知)

第29条 理事長は、第27条第2項の助成事業者からの提出のあった一部払申請書について、助成金の一部を受けなければ助成事業の遂行が困難であると認められるときは、当該助成事業者に対して、支払額を記載した助成金の一部払通知を行うものとする。ただし、理事長は、当該一部払申請書の記載内容について修正の必要があると認めるときは、当該助成事業者に対して指示することができるものとする。

(一部払の支払)

第30条 理事長は、前条の助成金の一部払通知後、助成金の一部を当該助成事業者に対して支払うものとする。

(一部払に係る報告)

第31条 助成事業者は、前条の助成金の一部を受領後、すみやかに支払いを完了し、支払済み証する書類を添付した助成金一部払報告書を提出しなければならない。

(支払通貨)

第32条 第26条の精算払及び第30条の一部払の支払通貨は、本邦通貨を原則とする。ただし、国外事業者の場合であつて事情やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第10章 変更の手続き

(助成事業者等の変更届)

第33条 助成事業者は、助成事業に関し次の各号に該当する事項について変更が生じるときは、遅滞なく変更届を提出しなければならない。

- (1) 助成事業者の名称及び住所の変更
 - (2) 代表者の氏名の変更
 - (3) 事務担当者の所属名称、氏名、連絡先の変更
 - (4) 振込依頼書に記載した預金口座の変更
- 2 助成事業者は、前項の変更届の提出にあたっては必要な書類を添付しなければならない。

(計画変更承認申請)

第34条 助成事業者は、前条の変更によるもののほか、次の各号に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の名称、開催日時、開催場所の大幅な変更
- (2) 助成事業の完了日までに、当該助成金を除く収入の増加あるいは支出の減少に伴う助成金交付決定額の減額
- (3) 助成事業の完了時期の翌事業年度への延長

2 助成事業者は、前項の変更承認申請書の提出にあたっては必要な書類を添付しなければならない。

(計画変更の承認)

第35条 理事長は、前条第1項の助成事業者から提出のあった変更承認申請書について、事情やむを得ないと認めるときは、これを承認するものとし、当該助成事業者に対して計画変更の承認通知を行うものとする。ただし、理事長は、当該変更承認申請書の記載内容について修正の必要があると認めるときは、当該助成事業者に対して指示することができるものとする。

2 助成事業者は、前条第1項第2号により前項の承認を受けたときは、第14条第1項の決定通知に記載した助成金交付決定額は当該承認を受けた額とする。

第11章 助成事業の公表

(助成金交付決定状況の公表)

第36条 理事長は、第14条第1項の決定通知が完了したときは、次の各号に関し公表するものとする。

- (1) 助成金交付の申請・交付決定の状況一覧
- (2) 助成事業者の名称
- (3) 助成事業の名称
- (4) 助成事業の概要
- (5) 助成金交付決定額

(事業実績の公表)

第37条 理事長は、第25条の助成金の交付確定通知を行った助成事業に係る事業の実績を公表するものとする。

(公表の承諾)

第38条 助成事業者は、理事長が第36条及び前条の公表を行うときは、これを認めなければならない。

第12章 雑則

(取得財産の処分等)

第39条 助成事業者は、第41条第1項の取得財産の管理期間中において、当該財産の取扱いを次の各号により実施するときは、取得財産処分等承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 取得財産の譲渡、交換、貸付又は担保
- (2) 取得財産の賃借権等の権利設定
- (3) 取得財産の目的外使用又は用途廃止

2 助成事業者は、前項の取得財産処分等承認申請書の提出にあたっては、必要な書類を添付しなければならない。

(取得財産処分等承認通知)

第40条 理事長は、助成事業者から提出のあった前条の取得財産処分等承認申請書について、事情やむを得ないと認めるときは、当該助成事業者に対して取得財産処分等の承認通知を行うものとする。

(取得財産の管理期間等)

第41条 助成事業者が助成事業により取得した財産があるときは、取得財産の管理期間を当該財産の取得日から5年間とする。

- 2 理事長が必要と認めるときは、前項の管理期間を延長することができる。
- 3 助成事業者は、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(取得財産の調査等)

第42条 理事長は、前条第1項の取得財産の管理期間内において、助成事業の適正な遂行を確保し、もしくは現状を確認するため、助成事業者に報告させ又はこの法人の役職員に事務所・事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項においてこの法人の役職員が立ち入り調査を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。
- 3 助成事業者は、この法人の役職員の立ち入り調査に関し、誠実に対応しなければならない。

(辞退)

第43条 助成事業者は、第14条第1項の決定通知を受けた場合において、当該決定通知の記載事項及びこの規程に定める事項に基づき助成金の交付を受けることができないと判断するときは、助成金の交付決定を辞退することができる。

- 2 助成事業者は、前項により辞退するときは、辞退理由を明記した辞退届を提出するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第44条 理事長は、助成事業者が次の各号に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告を行ったとき
- (2) 助成事業を中止したとき
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められるとき
- (4) 助成事業の適格要件に適合しなくなると認められるとき
- (5) 理事長の指示に従わなかったとき
- (6) この法人の役職員の立ち入り調査を正当な理由なく拒み、妨げもしくは忌避したとき
- (7) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (8) 法令等に違反したとき
- (9) その他この規程に違反したと認められるとき

2 前項の規定は、助成事業について第23条の規定による助成金の額の確定があった後にも、適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の取消しを行うときは、当該助成事業者に対して、取消しの理由を記載した取消通知書をもって通知するものとする。

(助成金及び超過額の返還)

第45条 理事長は、次の各号に該当するときは、当該各号に定める助成金及び超過額を返還させるものとする。

- (1) 前条第1項の取消しを行った場合において、既に取消しにかかる助成金の支払を行っているときは、当該取消しに係る助成金
- (2) 助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に支払った額が当該確定した額を超えるときは、当該確定した額を超える超過額

2 理事長は、前項の返還について期限を定めるものとする。ただし、前条第1項第2号から第4号までの各号に該当する取消しの場合において、事情やむを得ないと認めるときは、助成事業者の申請により返還の期限を延長することができる。

3 助成事業者は、第39条第1項の取得財産の処理によって収入があるときは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号、最終改正平成25年9月4日財務省令第52号)に基づき計算した当該財産の残存価格に当該助成事業に要した経費に対するこの法人の助成金の割合を乗じて得た額の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、理事長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(加算金及び延滞金)

第46条 助成事業者は、前条第1項の返還額及び次の各号により計算した加算金をこの法人へ納付しなければならない。ただし、加算金は、前条第1項第1号の取り消しに係る助成金について適用するものとする。

- (1) 返還の命令に係る助成金の受領の日の翌日から完納する日までの日数に応じ当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した額

- (2) 前号の助成金の受領の日の翌日から完納する日までの日数について、助成金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する助成金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
 - (3) 助成事業者が加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該助成金の返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から完納する日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をこの法人へ納付しなければならない。
 - 3 理事長は、事情やむを得ないと認めるときは、助成事業者の申請により当該加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(助成金の返還等の請求通知)

第47条 理事長は、第45条第1項の返還を求め又は前条第1項の加算金及び第2項の延滞金を請求するときは、当該助成事業者に通知するものとする。

(改廃)

第48条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 第8条第1項の採択基準に定める事項は次のとおりとする。

第4条の助成事業の対象となる条件
第5条の助成事業者の対象となる条件
第6条第1項の助成対象事業費の範囲
第6条第1項ただし書きの2分の1を超えて助成することができる助成事業者の資格要件と助成率
第6条第1項の助成率の範囲内における事業形態による助成金の限度額
第6条第2項の助成金の取扱い
その他助成事業の選考に必要な事項

別表2 第10条第1項の募集要項に定める事項は次のとおりとする。

第4条の助成事業の対象となる条件
第5条の助成事業者の対象となる条件
第6条の助成金の率、助成額 及び助成対象事業費
第7条第1項の助成方針
第12条第1項の申請書の様式
第12条第1項の申請書の提出期限
助成事業の実施期間、申請件数の制限、申請書の提出方法その他募集に必要な事項